

「せとうちエリア内の宿泊施設に対するコンシェルジュを活用した ホスピタリティ人材育成研修の開催事業」企画提案公募実施要領

次のとおり公募型プロポーザルに付することとしたので、公募する。

令和7年5月16日
一般社団法人せとうち観光推進機構
会長 真鍋 精志

1 業務概要

(1) 事業名

せとうちエリア内の宿泊施設に対するコンシェルジュを活用したホスピタリティ人材育成研修の開催事業

(2) 業務の目的

本事業では、せとうちエリアへの高付加価値旅行者の誘致のため、ホスピタリティ人材の拡充を目指す。大都市圏のコンシェルジュを講師に招いて、高度な接遇やホスピタリティマインドについて学び、参加者のホスピタリティへの関心を高める。また、参加者同士が交流できる時間を設け、ネットワーク化の下地作りにも取り組む。

(3) 業務の仕様等

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

(5) 事業予算額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 公募型プロポーザル参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 国の令和7・8・9年度一般競争入札及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「A」～「D」の等級に格付けられ、中国地域又は四国地域の参加資格を有する者であること、あるいは瀬戸内7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）のいずれかの県の入札参加資格を有すること。

(3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、国土交通省近畿運輸局長、中国運輸局長、四国運輸局長並びにせとうち7県の指名除外（指名停止）を受けていない者であること。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は当該地域における自治体の定める暴力団排除条例等に規定する者ではないこと。

(5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11

年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (8) 公募開始の直近決算において 2 期連続債務超過の状態でないこと。
- (9) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) で定める法人であること。
- (10) 業務の遂行に必要な資格を保有していること。
- (11) 事務局の求めに応じて速やかに権限のある者を一般社団法人せとうち観光推進機構へ来訪させることが可能な者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

- ア 交付場所

一般社団法人せとうち観光推進機構 公式ホームページ

URL : <https://setouchitourism.or.jp/ja/>

- イ 交付期間

令和 7 年 5 月 16 日 (金) から令和 7 年 6 月 9 日 (月) まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に
関する法律 [昭和 23 年法律第 178 号] に規定する休日を除く) の午前 9 時から午後 5 時まで (た
だし、提出締め切り日の 6 月 9 日 (月) は正午までとする) の間、随時交付するほか、公式サイ
ト (<https://setouchitourism.or.jp/ja/>) に掲載する。

- ウ 入手方法

上記イの公式サイトからダウンロードすること。

- (2) 応募意思表明書の提出期限及び提出方法

企画提案を行う意思がある場合は、次のとおり期日までに参加表明すること。

なお、参加表明無き者からの企画提案書は受理しない。

- ア 提出先

上記 (1) アの場所

- イ 提出期限

令和 7 年 5 月 30 日 (月) 正午 (必着)

- ウ 提出方法

持参、郵送又はメール等による。メール等の場合、件名を「せとうちエリア内の宿泊施設に対
するコンシェルジュを活用したホスピタリティ人材育成研修の開催事業」とし、送信後、提出先
へ電話により着信の確認を行うこと。

- エ 提出書類

- | | |
|---------------------------|-----|
| (ア) 応募意思表明書【様式 2】 | 1 部 |
| (イ) 会社 (代表者) の直近の財務諸表 | 1 部 |
| (ウ) 入札参加資格審査結果通知書等の写し | 1 部 |
| (エ) 企業概要及び業務に関する実績表【様式 3】 | 1 部 |

- オ 応募資格確認結果の通知

令和 7 年 6 月 2 日 (月)

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和7年6月9日(月)正午(必着)

ウ 提出方法

持参、郵送又はメール等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとし、メール等の場合、件名を「せとうちエリア内の宿泊施設に対するコンシェルジュを活用したホスピタリティ人材育成研修の開催事業」とし、送信後、提出先へ電話により着信の確認を行うこと。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

なお、提案は、1社につき1提案とする。

エ 提出書類

(ア) 提案書

(イ)「せとうちエリア内の宿泊施設に対するコンシェルジュを活用したホスピタリティ人材育成研修の開催事業」に記載の添付資料

オ 提案書の再提出は、上記イの提出期限内に限り認める。ただし、提案書の部分的な差し替えは認めない。

(4) 仕様書等に対する質問について

仕様書等に対する質問がある場合は、質問書【様式1】を提出すること。

なお、電話等による口頭での質問回答は行わない。

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和7年5月30日(金)正午

ウ 提出方法

持参、郵送又はメール等による。メール等の場合、件名を「せとうちエリア内の宿泊施設に対するコンシェルジュを活用したホスピタリティ人材育成研修の開催事業」とし、送信後、提出先へ電話により着信の確認を行うこと。

エ 回答期限

令和7年6月2日(月)までに書面ですべての応募者に回答する。

(5) 応募の取り下げ

応募を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式4】を提出するものとする。

取り下げ願い書提出期限：令和7年6月10日(火)正午

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書【様式4】を提出し、取り下げるものとする。

また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

4 選考について（最優秀提案者の決定）

（1）実施方法

ア 4社以上の応募があった場合

1次審査（書類審査）を行い、その結果、上位3社に選ばれた者のみ2次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、決定する。

イ 応募者が3社以下の場合

全応募者にプレゼンテーション審査を実施し、決定する。

（2）スケジュール（予定）

選考については以下の手順及び日程で行う。

内容	期間
公募開始、提案書受付開始	令和7年5月16日（金）
応募意思表明書及び質問書受付	令和7年5月30日（金）正午（必着）
応募資格確認結果通知及び質問回答	令和7年6月2日（月）
提案書受付締切	令和7年6月9日（月）正午（必着）
取り下げ願い書届締切	令和7年6月10日（火）正午（必着）
1次（書類）審査結果通知	令和7年6月18日（水）
2次（プレゼンテーション）審査	令和7年6月26日（木） ※詳細は別途通知する。
2次（プレゼンテーション）審査結果通知	令和7年7月4日（金）

（3）審査方法

審査は、提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、「せとうちエリア内の宿泊施設に対するコンシェルジュを活用したホスピタリティ人材育成研修の開催事業」の審査委員が審査し、最も高い評価を得たものを最優秀提案者として決定する。

なお、1次審査を実施した場合、この評価は2次審査に加点しないものとする。

（4）提案書評価基準

「せとうちエリア内の宿泊施設に対するコンシェルジュを活用したホスピタリティ人材育成研修の開催事業」企画提案書作成要領に記載の評価基準に基づき、評価を行う。

（5）プレゼンテーション審査について

ア プレゼンテーションの時間配分の目安は以下のとおり。

（ア）準備 5分

（イ）説明 20分

（ウ）質疑応答 10分程度

イ 提出期限までに提出した「企画提案書」での説明とし、プレゼンテーションでの新たな資料の提出や配布は認めない。

ウ プレゼンテーションに参加できる人数は5名までとするが、原則は本業務を受託する際に主担当者として従事する予定の者が説明を行うこと。

エ 提出書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

オ プレゼンテーションは現地にて行うものとし、オンラインでの参加は認めない。

なお、参加できなかった場合、棄権とみなす。

(6) 結果の通知と公表

すべての提案書提出者に対し通知する。

最優秀提案者決定後、審査の実施結果として、以下の項目について、審査結果の通知後に機構の公式サイトに公表することとする。

① 最優秀提案者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

② 企画提案公募参加者（最優秀提案者以外の提案者は匿名）毎・評価項目毎の評価得点及び合計点

(7) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 参加者の負担について

提案書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(9) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

5 契約

(1) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、時点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

当該業務は「地方における高付加価値インバンド観光づくり事業」の活用を前提として実施するものであり、最優秀提案者との契約手続は補助金の交付決定後に行うものとする。

また、本事業の交付決定がなされなかった場合や交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しない場合がある。

6 失格事由

次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

(2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。

- (3) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (4) 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

7 添付書類

企画提案公募実施要領様式 1 ～ 4

仕様書

企画提案書作成要領

公募型プロポーザル提案書評価基準（1次審査、2次審査）

8 問い合わせ先

〒730-0011 広島市中区基町 10 番 3 号 広島県自治会館 2 階

一般社団法人せとうち観光推進機構 担当 本田、京極、一橋

電 話 (082)836-3217 ファクシミリ (082)836-3218